第IV章：マドリッド協定議定書への加盟

1303.　マドリッド協定議定書への加盟に関心のある国又は政府間機関は、マドリッド法務課（Madrid Legal Division）に問い合わせて、必要な手続きやWIPOが提供可能な支援の種類に関する詳細な情報を得る。

1304.　加盟するための方式要件が1つだけある。それはその国が、「工業所有権の保護に関するパリ条約」の締約国であることである。［14条(1)(a)］

1305.　政府間機関は、次の条件をすべて充足する場合に限り、加入書を寄託することにより、議定書の締約国となることができる。［14条(1)(b)］

- その政府間機関の加盟国のうち少なくとも1の国が、パリ条約の締約国であること。
- その政府間機関が、その領域内において効力を有する標章の登録を担当する1の広域官庁を有していること。（この広域官庁が第9条の4の規定に基づく通報の対象でない場合に限る。）（パラグラフ153及び225を参照のこと。）

1306.　方式要件は1つしかないものの、新たな加盟国がマドリッド制度において完全に機能する官庁となることを確実にするために加盟前に整備しておく必要のある実務的側面が多くある。今後加盟する可能性のある潜在的加盟国は次の事項を整備していなければならない。

- マドリッド制度に適合可能な法令
- 必要とされる制度的組織
- 国際出願及び指定を処理するための整備された運用手順
- マドリッド制度に関する諸事項を処理するために必要なITの設定
- 情報の電子通信に関する国際事務局との合意
- 職員による研修の受講

こうした実務的側面の詳細については、次の各パラグラフを参照のこと。

加盟の準備

1307.　国又は政府間機関が議定書に加盟する意思を表明した場合、WIPOは、加盟に向けた最善の準備方法及び必要と考えられる支援の種類について、政府関係者との協議を開始する。次の図は、加盟の準備に関する概要である。

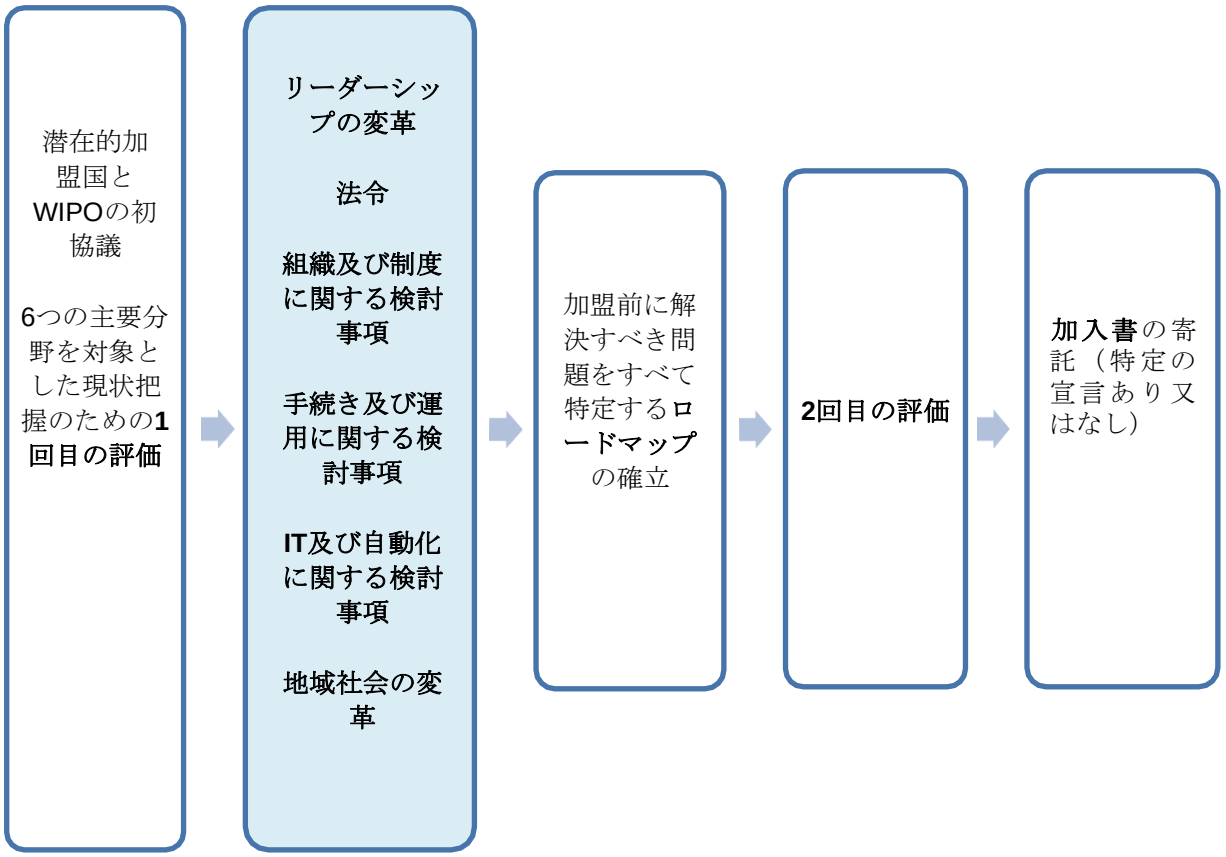

1308.　最初の工程は現状評価からなり、ここでWIPOが、マドリッド議定書の加入書の寄託に先立って検討すべき活動分野（及び対応する必要があると思われる乖離）を特定する。

1309.　潜在的加盟国が実施する必要のある準備作業は、次の6つの主要分野に関する。

- リーダーシップの変革
- 法令
- 組織及び制度に関する検討事項
- 手続き及び運用に関する検討事項
- IT及び自動化に関する検討事項
- 地域社会の変革

1回目の評価

1310. 1回目の評価は、WIPOが関係知財庁を訪問し、政府関係者及びその知財庁又は省庁の技術職員と詳細な協議を行うことにより実施することができる。この評価では、潜在的加盟国は次を含む多くの重要な要素をWIPOに通報することが重要となる。

- 加盟の政治的重要性（すなわち、将来の加盟を強力に支援するための政治的意志に関する決定）
- 現地の輸出産業の状況
- 現地の代理業者の適切な地位
- 政治的時間枠（すなわち、次期選挙）
- 加盟時期のタイムテーブルに関する初期考察

1311. 1回目の評価の主な目的は、加盟前に必要なすべての活動の監督、「加盟チーム」の指名及び加盟「ロードマップ」の確立の3点を実施するプロジェクトの開始が、国内知財庁又は広域知財庁の最良の利益にあたるかどうかを判断することにある。

リーダーシップの変革

1312. 知財庁は、加盟の取り組みの主導、内部プロセスの推進、ロードマップの綿密な再確認の確保の3点を実施するための、主要な人材からなるチーム（「加盟チーム」）を設立する必要がある。

1313. この加盟チームは、マドリッド制度への加盟により影響を受ける官庁の様々な部門（国際協力、法務、財務、IT、商標運用、管理支援等）の代表者で構成される必要がある。

法令

1314. 新たに加盟する潜在的加盟国が、パリ条約に準拠した機能的な商標法令を整備することや、マドリッド議定書に準拠した法令を制定し、議定書の効果的な運用を規定し、国際登録から発生した権利の行使を規定することは、非常に重要である。

1315. マドリッド制度に適合可能な法令が加盟前に施行される必要がある。こうした法令が整備されなければ、国際登録の名義人は、関係領域で自己の権利を行使することができない。法令に関する議論では、国内又は広域での商標法又はその規則に必要な様々な規定が取り上げられ、パリ条約及びマドリッド制度への適合性が確認される。

1316. WIPOは、必要とされる法的支援を提供することができる。

組織及び制度に関する検討事項

1317. 組織及び制度に関する検討事項に関する議論では、次のトピックが取り上げられる。

- 国内知財庁又は広域知財庁の組織－マドリッド制度下での現状と今後
- その知財庁の1又は複数の作業言語
- その知財庁の全体的な組織力（知識を確保する手段、実務の文書化、財政的自律等）
- 職員、その学歴又は経歴及び研修の必要性
- 整備されている試験制度、その主な特徴及び期間並びに料金体系のそれぞれに関する概要
- 統計データ（その官庁が受領する年毎の商標出願件数、こうした出願の原出願国に関する情報等）
- 工業所有権に関する全体的な制度的枠組み（主な実務家及び専門家団体、教育機関、使用者団体、業界団体等）

手続き及び運用に関する検討事項

1318. 手続き及び運用に関する検討事項に関する議論では、知財庁の国内商標登録手続きに焦点が当てられる（その官庁の信頼性及び一貫性が確認される）。特に、国内手続き又は広域手続き及び運用上のやり取りと、マドリッド制度の手続きとの統合方法に焦点が当てられる。

1319. マドリッド制度の加盟国として官庁が実施する義務を負う関連業務をすべて検討することにより、国内プロセス又は広域プロセスがマドリッド制度に基づくプロセスにどのように適合するかについて共通理解が得られる。

IT及び自動化に関する検討事項

1320. 知財庁の実態の評価において、IT（及び自動化）は重要な観点である。

1321. 現在のITシステムの状況を明らかにすることで、WIPOと官庁の双方が、そのITシステムを修正しマドリッド制度を利用した国際出願や指定を処理できるようにする必要があるかどうか、また、官庁がWIPOとどのように通信するかを決定することができる。

地域社会の変革

1322. 加盟の準備には、地域社会の関与、すなわち、現地産業、商標分野の代理業者や弁護士等の、外部関係者の関与が重要である。

1323. 地域社会には、マドリッド制度の詳細及び自己への影響の程度について、適切な知識を有すること、より具体的には、マドリッド制度への加盟を提唱し、これを活用し、利益を得ることができることが求められる。

ロードマップ

1324. WIPOと政府関係者が議論することで、潜在的加盟国が加盟する前に取り組む解決すべき課題や活動に関する計画として機能する「ロードマップ」を策定することができる。

1325. このロードマップは詳細なものとする。このマップには、様々な活動やプロジェクトの実施に関する、すべての関連問題、活動及び責任者を明示し、現実的なタイムテーブルを記載する。詳細なロードマップの事例がWIPOウェブサイトで公開されている。

2回目の評価

1326. WIPOは、WIPOと知財庁が同意したタイミングで、机上調査とも呼ばれる2回目の評価を実施し、ロードマップに記載されたすべての活動、改善点、特定された問題を確認し、この官庁が効果的かつ十分に機能するマドリッド制度の加盟国になれることを確実にする。

1327. この2回目の評価の内容は、官庁がWIPOと共に策定したロードマップに詳述されている要素によって決まる。

1328. 将来の加盟に向けた準備の一環として、マドリッド法務課が、国内法令の評価を支援し、必要な変更を特定し、関連規定の草案を提示する。

加盟

1329. 加入書はWIPO事務局長に寄託される必要がある。マドリッド議定書は、事務局長が加入書を受領してから3ヶ月後に発効する。通常、潜在的加盟国の国家元首又は外務大臣が加入書に署名する。

1330. 潜在的加盟国は、マドリッド議定書の加入書を寄託する際、暫定的拒絶の発行期間を18ヶ月（及び異議申立ての場合はそれ以上）に延長する宣言や、個別手数料に関する宣言等の宣言を提出する機会を有する。

1331. WIPOは、加入書と共に又は事後的に提出することができる宣言に関する情報を提供する。

更なる資源

1332. マドリッド同盟への加盟を希望する国を一層支援するために、「加盟キット：標章の国際登録のためのマドリッド制度（*Accession Kit: The Madrid System for the International Registration of Marks*）」が提供されており、ここでは次のマドリッド制度の特徴や加盟準備に必要な工程が詳しく説明されている。

- マドリッド制度の利点
- マドリッド制度の概要、その目的及び主な特徴

- マドリッド制度への加盟に関する手続き、その国内における意味及び効果
- マドリッド制度の締約国として知財庁が実施する主な行為
- マドリッド制度の加入書の定型文
- マドリッド議定書の実施に関する規定の定型文及び議定書について更に行う宣言に関する情報
- 実施規定の定型文
- マドリッド議定書への加盟に関連して発出することができる主な宣言
- 定型様式

一般的に発出される宣言

1333. 議定書及び規則では、加盟国はこの国際登録制度の運用に関する特定の宣言及び通報を行うことができるとの旨が規定されている。

1334. 各加盟国が発出した宣言の詳細はWIPOウェブサイトで公開されている。

暫定的拒絶を通報する期間の延長

1335. 加盟国は、その官庁が保護の暫定的拒絶を通報する期間を１年ではなく18ヶ月にすることを宣言できる。またこの宣言では、所定の条件に基づき、異議申立てに起因する保護の拒絶はこの18ヶ月の期間の満了後に通報されるとの旨を明示することができる。［5条(2)(b)及び(c)］

1336. 第5条(2)(b)及び(c) の規定に基づく宣言は、加入書において発出することができる。またこの宣言は、加入書がWIPO事務局長により受領された後3ヶ月で発効した際に事後的に発出することもできる。［5条(2)(d)］

個別手数料

1337. 加盟国は、その加盟国が指定された各国際登録（国際出願又は事後指定にかかわらず）に関して及びその登録の更新に関して、いわゆる「個別手数料」を受け取る旨を宣言することができる。こうした宣言は、関係国での10年の保護期間に対する現地手数料が100スイスフランに相当する額を上回る場合に発出することができる。潜在的加盟国がこの宣言を行うことが有益かどうかについて、マドリッド法務課と検討される。この手数料の額は、その加盟国により決定され、現地通貨で定めてその宣言に記載されなければならないが、これは事後的な宣言によって変更することができる。この個別手数料は、その加盟国の官庁が標章の10年間の登録に対し又はその10年間の登録の更新に対し受領する手数料から国際手続きに起因する節約分を減じた後の額を上回ってはならない。この節約分とは、例えば、国際手続きにおいて加盟国官庁が方式審査、商品及びサービスの分類又は国際登録標章の公開を簡略化したために発生したものと考えられる。［8条(7)(a)］

1338.　個別手数料に関する宣言は、批准書又は加入書において発出することができる。この宣言は事後的に行うこともできるが、その場合、加入書がWIPO事務局長により受領された後3ヶ月で又は宣言に記載されたそれ以降の日に効力が発生する。その場合、個別手数料は、その日付が宣言の効力発生日と同一又はそれ以降である国際登録又は事後指定に関してのみ納付される。［8条(7)(b)］

1339.　加盟国が個別手数料の受領を希望する旨の宣言を発出していない場合、その加盟国は、追加手数及び付加手数料により生じた収入の配分を受ける（「標準手数料体系」）（パラグラフ324を参照のこと）。加盟国は、個別手数料の受領を希望する旨の宣言を発出することによって、この収入の配分を受けないことに同意したことになる。［8条(7)(a)］

1340.　個別手数料は、その適用が第9条の6(1)(b)の規定（これは新たな加盟国が議定書だけでなく協定にも加盟する場合に適用される。）により放棄されていない場合に限り、請求することができる（パラグラフ100及び101を参照のこと）。

標章の使用意思の宣言

1341.　ある加盟国が議定書に基づき指定される際は常に標章の使用意思の宣言を提出するよう求める場合、その加盟国はWIPO事務局長にその旨を通報しなければならない。［規則7(2)］

1342.　この通報は加入書において行うことができる。この通報は事後的に行うこともできるが、この場合、通報が事務局長により受領された後3ヶ月で又は通報に記載されたそれ以降の日に効力が発生する。この通報は随時取り下げることができ、この取下げは、取下げの通報の受領時に又は通報に記載されたそれ以降の日に効力が発生する。［規則7(3)(a)及び(b)］

国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言

1343.　加盟国の官庁の法において商標ライセンスの記録が規定されていない場合、その加盟国の官庁は、国際登録簿のライセンスの記録がその加盟国において効力を有しない旨をWIPO事務局長に通報することができる。この宣言は随時発出することができる。［規則20の2(6)(a)］

1344.　加盟国の官庁の法において商標ライセンスの記録が規定されていない場合、その加盟国の官庁は、国際登録簿のライセンスの記録がその加盟国において効力を有しない旨をWIPO事務局長に通報することができる。この宣言は、その加盟国が議定書に拘束される日の前にのみ発出することができる。この宣言は随時取り下げることができる。［規則20の2(6)(b)］

国際登録の分割及び併合に関する宣言

1345.　加盟国の官庁の法において標章登録出願の分割又は標章登録の分割が規定されていない場合、その加盟国の官庁は、国際登録の分割の申請を国際事務局に提出しない旨を事務局長に通報することができる。この宣言は、その加盟国が議定書に拘束される日の前にWIPO事務局長により受領されなければならない。［規則27の2(6)］

1346. 加盟国の官庁の法において標章登録の併合が規定されていない場合、その加盟国の官庁は、分割に起因する国際登録の併合の申請を国際事務局に提出しない旨を事務局長に通報することができる。この宣言は、その加盟国が議定書に拘束される日の前にWIPO事務局長により受領されなければならない。［規則27の3(2)(b)］

1347. 第27規則の2(6)及び第27規則の3(2)(b)の規定に基づき通報された宣言は、随時取り下げることができる。この場合、国際登録の名義人は、場合により、対応する宣言の取下げを事務局長に通報した加盟国に関しては、第27規則の2(1)又は第27規則の3(2)(a)の規定に基づく申請を提出することができる。

1348. 加盟国の官庁は、その加盟国が議定書に拘束される前に、第27規則の2(1)及び第27規則の3(2)(a)の規定が、適用国内法又は適用広域法に適合していないことを、場合により、事務局長に通報することができる。［規則40(6)］

1349. 第40規則(6)の規定に基づく通報の対象となる1又は複数の規則は、この通報を送付した加盟国には適用されない。その結果、国際登録の名義人は、その通報が取り下げられない限り、その加盟国に関しては、第27規則の2(1)又は第27規則の3(2)(a)の規定に基づく申請を提出することができない。

世界知的所有権機関
34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18
CH-1211 Geneva 20
スイス国

電話：+41 22 338 91 11
ファクシミリ：+41 22 733 54 28

WIPO外部事務所の問い合わせ先については、www.wipo.int/about-wipo/en/officesを参照のこと。

© WIPO, 2022

表示4.0国際CCライセンス (CC BY 4.0)

CCライセンスは、本書に掲載されているWIPOコンテンツ以外のものには適用されない。

表紙：Getty Images / © mrPliskin;
© metamorworks

WIPO刊行物第455E/22号
DOI: 10.34667/tind.45832